

令和元年6月18日現在

機関番号：32601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K21350

研究課題名(和文) 贖罪思想の発展と社会的影響：社会運動と人権理念の法制化への影響

研究課題名(英文) Development and Social Influence of Atonement Thought: Influence to the Social Movement and Legislative Process of Human Rights

研究代表者

森島 豊 (Morishima, Yutaka)

青山学院大学・総合文化政策学部・准教授

研究者番号：70468388

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)： 贖罪思想の社会的影響の一つとして人権法制化への運動に注目した。人権理念の成立と法制化の過程にはキリスト教の影響があり、英国と米国において贖罪信仰に基づく信仰復興運動が要因の一つとして作用していることが分かった。

この研究の重要性は、その影響が日本にも入っていることを明らかにし、特に日本国憲法の制定にまで影響していることを実証した。具体的には自由民権運動家を通して日本に入り、それが日本国憲法の制定にまで影響していた。さらに、同様の影響がタイにおいても起こっていたことを実証した。タイ北部キリスト教の開拓者マックギルバリーの働きを通して、『宗教的寛容令』をラーマ五世の勅書の形で発令されていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究成果の重要性は、人権理念の成立と法制化の過程にキリスト教の影響があり、その影響がアジアにまで及んでいたことを実証したことにある。

本研究の学術的意義は三つある。第一は従来人権理念の影響が入ったのは第二次世界大戦後と考えられていたが、明治期に既に影響が入っており、しかも日本人の主体性に潜在的な影響を与えていたことである。第二は人権理念の法制化を進めた米国建国の祖父たちが信仰復興運動を担った大衆に支えられており、その運動が贖罪思想に基づいていることを明らかにしたことである。第三は同様の影響がアジアのタイでも見られ、米国宣教師により「宗教的寛容令」が国王の勅書として発布されていたことである。

研究成果の概要(英文)： I studied the legislation of human rights through the social influence of Atonement thought. Christianity influenced the process of legislation of human rights. The Revivalism, which is based on Atonement belief, worked as a major factor in the U.K and U.S.A.

The importance of this study is that Christian thought of human rights influenced the Constitution of Japan. It came to Japan through the Movement for Liberty and People's Rights in the Meiji era, and that influenced the legislation of the Constitution. Moreover, similar influences occurred in Thailand. Daniel McGilvary, who was a pioneer of the Northern Thailand Mission, played an important role to issue the imperial message of "Edict of Religious Toleration".

研究分野：神学

キーワード：人権 贖罪思想 日本国憲法 鈴木安蔵 植木枝盛 タイ 宗教寛容令 マックギルバリー

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 贖罪論への神学的関心と社会運動という二つの動きは、教理的な研究と社会倫理的な研究として別々に考察されてきた。この傾向は社会運動と贖罪論研究への熱狂的関心が Atonement の神学的意味の再発見に一つの原因があることを見落とし、単なる流行として見做された傾向が考えられる。

贖罪を表す英語表記の At-one-ment は、和解を意味するラテン語 reconciliatio の訳語として W.ティンダル(1494-1536年)によって聖書の翻訳に使用された英語の造語である。したがって、この用語には関係回復という意味の人格的關係概念が含まれていた。けれども、今日 Atonement という言葉は燔祭の生贄の儀式や償いを表す言葉として用いられることが多く、元来意味した人格的關係概念が失われている。この原因を究明した研究はこれまでほとんど見られなかったが、報告者は聖書翻訳の過程において発生したことを発見した。翻訳作業において、ティンダルは新約聖書で用いた Atonement を、神学的解釈を通して旧約聖書の燔祭の生贄の犠牲に採用した。しかし、ジュネーブ聖書、欽定訳聖書ではその意図を解せず燔祭の儀式や償いの意味として機械的に使用した。後の聖書翻訳ではこれを踏襲し、ティンダルが最初に使用した新約聖書での人格概念としての Atonement の使用法を無視し、燔祭の犠牲や償罪という意味で使用されるようになった。聖書翻訳におけるこの傾向は今日でも変わらず、償罪と関係回復という二つの意味を持つ Atonement の豊かな思想を喪失し、redemption(贖い)や propitiation(償い)と同義としてしか理解されていないのである。

報告者は、失われていた Atonement における人格的概念を神学的に回復したのがキリスト教社会主義運動の思想的指導者 F.D.モーリス(1805年-1872年)であることも発見していた。モーリスは贖罪思想を基盤にして、産業革命に伴う社会の問題の解決を目指して社会活動に取り組んだ。モーリス以降(19世紀後半から20世紀前半)英語圏の国々を中心にして、一方で贖罪論に関する学問的研究が白熱し、他方で社会運動への関心が広く展開していった。

従来の研究では、贖罪論への神学的関心と社会運動という二つの動きは、教理的な研究と社会倫理的な研究として別々に考察されてきた。その主な理由は、両者を結び付ける Atonement の影響史的考察がなされてこなかったことにある。この考察の欠如は、社会運動と贖罪論研究への熱狂的関心が Atonement の神学的意味の再発見に一つの原因があることを見落とし、単なる流行として見做された傾向が考えられる。

(2)

上記の言語学的考察においては、ティンダルからモーリスに到る時代(16-18世紀)の Atonement 思想の変遷が明確にされていない。報告者は、ピューリタン達が契約思想において人格的な贖罪理解を保持していた可能性があることを見出した。ピューリタン達の贖罪理解を通して Atonement 思想史を補強する研究は、人権思想の法制化への影響と結びつく可能性がある。

ピューリタン達の思想は、ゲオルク・イエリネックによって人権理念が法制化していく過程で影響があったことが指摘された。この思想史の発見により人権思想と創造論の關係に注目を集めたが、申請者はその研究に贖罪思想の關係が見落とされていることを発見した。従って、Atonement の思想史的研究は、これまで手が付けられていないピューリタニズム運動における贖罪思想と創造論の關係を通して、人権の法制化過程への贖罪思想の影響を解明することになり、人権思想史研究を補強することになる。

また、贖罪信仰に基づく欧米の信仰復興運動は、アジアの発展途上国への社会改良を使命として多くの宣教団体を派遣した。研究開始当初はそこで実績を残した社会的人権活動への贖罪信仰の影響を探ることになった。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、キリスト教思想の中核にある贖罪思想の社会的影響を歴史的事実的に解明することである。特にピューリタン達の贖罪理解を通して人権思想の法制化への影響を示すため、これまで手が付けられていないピューリタニズム運動における贖罪思想と創造論の關係を通して、人権の法制化過程への贖罪思想の影響を解明し、人権思想史研究を補強する。

(2) 贖罪思想が社会倫理的効果を現した19世紀英国での運動とアジアの発展途上国における社会問題に贖罪思想による社会改善の効果を表している実例を調査する。19世紀から20世紀初期に英国から広まり、発展途上国の社会問題の改善に取り組んだキリスト教海外伝道運動は、贖罪思想の影響を受けている。この運動とアジアの人権法制化への影響を解明する。

3. 研究の方法

研究の方法として、キリスト教の贖罪思想の社会的影響について、第一に19世紀以降の英語圏における学問領域と社会運動への影響、第二に人権思想の法制化への影響、第三にアジアの発展途上国における現代の社会問題に対する影響と効果を調べる。計画として以下の三点に焦点を当てる。

研究計画(1) Atonement の言語学的歴史研究と神学思想史研究を通して、19世紀以降のイギリスの贖罪論研究の発展と社会運動の關係を解明する。

贖罪論研究者と社会運動家の用語使用方法を分析する。モーリスが回復した Atonement の人格概念が、両者に対してどのように影響したかについて、Atonement、redemption、propitiation の用語使用を通して確認する。贖罪論研究者と社会運動家における 3 つの用語使用法を理解した上で、贖罪論が社会運動の思想的基盤になっている側面と、社会から乖離して教理的関心に向かう側面を調査する。また 20 世紀初頭から社会活動も贖罪論研究も下火になる原因を、先の両者の関係から探る。以上の考察を通して、Atonement 思想が贖罪研究と社会運動にもたらした影響を研究成果として報告する。

研究計画(2) 人権思想の法制化過程における贖罪思想の影響を、ピューリタンの贖罪思想を通して解明する。

ピューリタン神学者の贖罪理解を彼らの用語使用方法を通して分析する。ピューリタン神学者の中で特に有名な J. オーエンと T. グッドウィンから先述の 3 つの用語を抽出して、どのような意味で用いられているかを確認する。特に、創造論と贖罪論の関係をどのように理解していたかを追求し、パトニー会議に現れる人権理念への影響を探る。彼らの贖罪論と創造論との関係を理解した上で、当時のピューリタン革命思想を担った英国人の権利を求める運動との関係を考察する。そしてこの視点から考察した人権思想史を研究成果として報告する。

研究計画(3) アジアの発展途上国における贖罪思想の影響を解明する。特に贖罪思想に基づくキリスト教人権思想がアジアの国々にどのような影響を与えたのかを調査する。

現代の社会改善を目指す運動に贖罪思想の影響があることに注目する研究はほとんどない。けれども、20 世紀初期に英国から広まり、発展途上国の社会問題の改善に取り組んだキリスト教海外伝道運動は、贖罪思想の影響を受けている。特に、近代化を目指したアジア諸国は欧米の文明を積極的に導入し、庶民の中にもキリスト教の影響が及んだ。留学に行けない一般庶民は海外の文明と科学を宣教師から学び、彼らから多くの影響を受けた。欧米における自由と権利の意識は宣教師たちの書棚や伝聞から情報を得ていた。そこで宣教師を通じたキリスト教思想が自由と権利を求める運動と人権の法制化に与えた影響を調査する。

信仰運動の影響を受けた宣教師たちの社会活動を、英国の思想史的考察を踏まえて比較検証することにより、アジアの社会改善運動に与えた贖罪思想の影響を解明し、直面している課題への解決の手掛かりを探る。特に、日本とタイにおいて、人権の法制化に与えた思想史的影響を解明する。

4. 研究成果

(1) 人権思想の法制化へのキリスト教贖罪信仰の影響について成果を表すことができた。贖罪信仰(十字架の神学)における教会の改革運動は、教会と国家の関係において「抵抗権」の理念を主張した。抵抗権の理念を生み出したプロテスタント教会の影響は、英国において信教の自由の戦いを支え、ピューリタン革命の中で世界初の人権項目を明記した『人民協約』を生み出した。また米国に移り住んだピューリタンたちは独立宣言やヴァージニア憲法において人権の法制化を達成したが、その政治的動向を背後で支えていたのが贖罪信仰に基づく信仰復興運動であった。

重要な発見は、キリスト教人権思想の影響が日本にも及んでおり、日本国憲法の制定に潜在的な仕方で関わったことである。抵抗権に支えられたキリスト教人権思想の影響は、高知の植木枝盛等、明治時代の自由民権運動家たちに及んでいた。GHQ の憲法草案に影響を与えた鈴木安蔵は、戦前に吉野作造を通して抵抗権に関心を示し、日本国憲法を起草した植木枝盛を発見した。植木の抵抗権思想に大きな影響を受けて起草した憲法研究会の憲法草案は、GHQ の目に留まり、GHQ 憲法草案の下敷きとして用いられ、今日の日本国憲法の制定に至った。これら三者に共通していることはキリスト教の影響を受けていることである。潜在的な仕方で影響を受けた宗教的要素は抵抗権という理念で顕在化し、三者の関係を歴史的に結びつけ、現在の日本国憲法の成立に至らしめた。この研究報告は中外日報社の最優秀賞を受賞し(2015 年)、その一部を『キリスト教と人権思想—日本の教会の使命と課題』(2016 年)の中で報告した。

(2) 日本の人権法制化に与えた同様の思想史的影響はタイ国でも確認でき、タイ国初の信教の自由を保障する勅書『宗教寛容令』の発見とその成立過程におけるキリスト教の影響を実証した。

タイ北部キリスト教宣教の開拓者ダニエル・マックギルバリーは、若き日に信仰復興運動の影響を受けており、宣教師として派遣される背景にも贖罪信仰に基づく海外伝道への運動が影響していた。彼の影響で回心したタイ人キリスト者は、聖日遵守を貫き、その影響で統治者に殺害された。彼らのキリスト教信仰に基づく抵抗思想はピューリタンたちと同様の弾圧に対する戦いを物語っている。彼らの行動は統治者の怒りに触れたが、マックギルバリーは政治的手腕を用いてラーマ五世に直訴し、信教の自由を求めて勅書『宗教寛容令』の発布を実現した。この研究成果は『贖罪信仰の社会的影響』(2019 年度)の中で報告した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

1. 「フォーサイスとウェスレー：キリスト者の完全をめぐる」森島豊『キリスト教と文化』(青山学院大学宗教主任研究叢書) 査読無、33号、57-90頁、2018年。
2. 「日本におけるキリスト教人権思想の影響と課題」森島豊『キリスト教と文化』(青山学院大学宗教主任研究叢書) 査読無、31号、5-27頁、2016年。

〔学会発表〕(計 2 件)

1. 「タイにおける『信教の自由』の確立に与えたキリスト教の影響」森島豊(日本宗教学会第77回学術大会、於大谷大学) 2018年9月8日。
2. 「日本におけるキリスト教人権思想の影響と課題」森島豊(日本ピューリタニズム学会定例研究会、於青山学院大学) 2015年11月14日。

〔図書〕(計 2 件)

1. 『贖罪信仰の社会的影響—旧約から現代の人権法制化まで』森島豊編著、他3人、教文館、2019年、9-16、149-229頁。
2. 『キリスト教と人権思想—日本の教会の使命と課題』森島豊、教文館、2015年、161頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<https://researchmap.jp/7000002497/>

6. 研究組織

研究代表者のみの個人研究

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。